

ソーシャルメディア個人アカウント利用に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、本学に所属する学生および教職員が、個人的にソーシャルメディアを利用する際の心構えや危険性を示し、健全な利用を促します。

2. 利用上の注意事項

- (1) 情報発信に際しては、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権などに関する法令を遵守してください。例えば次のような情報は発信してはいけません。
 - ・他者を誹謗中傷するような内容
 - ・他者のプライバシーを侵害する内容
 - ・公序良俗に反する内容
 - ・人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条などに関する差別的な内容
- (2) インターネットの性質や特徴を、正しく理解し利用できる能力（ネットリテラシー）を身につけるよう努めてください。
 - ・一度インターネット上に発信した情報は完全に削除することは困難で、将来にわたって影響が残る可能性があることを自覚しましょう。
 - ・インターネット上であっても現実社会と同様に、他者に敬意を払うことを忘れず、利用者が不快な思いをしないような常識のある情報発信を心がけましょう。
 - ・個人情報を登録・公開する際は、安全性に十分注意しましょう。自分のアカウントを奪われてなりすましや悪用をされないように定期的なパスワード変更などで身を守りましょう。
 - ・他者だけでなく自分自身のプライバシーの保護にも注意しましょう。GPS機能の付いたデジタルカメラなどで撮影した写真には位置情報が埋め込まれるようになっており、いつどこで何をしたかという情報が筒抜けになる恐れがあります。
- (3) トラブルの事例
ソーシャルメディアの安易な利用は次のようなトラブルを招く可能性があります。
 - ・自分や友人の写真の投稿、他人を勝手に撮影し投稿
→投稿した写真が第三者により悪用される可能性がある。
 - ・自分の位置情報が分かる写真を投稿
→自宅などが特定される可能性がある。
 - ・迷惑行為や問題行動（悪ノリ・悪ふざけ）を投稿
→被害を被った個人や企業から損害賠償が求められる可能性がある。また、本学での処分が検討される。
 - ・未成年の喫煙や飲酒、飲酒運転などを投稿
→公的機関による処罰（運転免許の取消、罰金など）、本学での処分が検討される。
 - ・就職内定先などに関する投稿
→投稿による被害が直接的になかった場合でも、モラルに反する行為として内定の取り消しなどの措置が取られる可能性がある。
 - ・臨床実習先、勤務先やアルバイト先で知り得た情報を投稿
→企業情報の漏えいなどで、損害賠償の請求や処罰を受ける可能性がある。

3. 推奨事項

各種ソーシャルメディア個人アカウントのプロフィールなどに本学に所属していることを明記するか否かについては、各人の判断に委ねています。ただし、本学に所属していることを明記する場合、又は所属していることが他の情報などで容易に推測できる場合は、以下の事を心がけてください。

- ・発信する情報については、本学の正式な見解や回答でないことを明記し、一人称を使用すること。
- ・本学の名誉および信用を傷つけるような発言・投稿は慎み、良識のある発言・投稿を心がけること。